

企業間の出向を活用した 雇用維持支援事業



平成21年11月
経済産業省

**出向活用による雇用維持のため、
出向に関する情報交流を、経済産業省が
お手伝い致します。**

出向活用のメリット

- 即戦力の受入
- 解雇防止
- 研修効果
- 従業員の生活の安定
- 雇用需給の弾力化

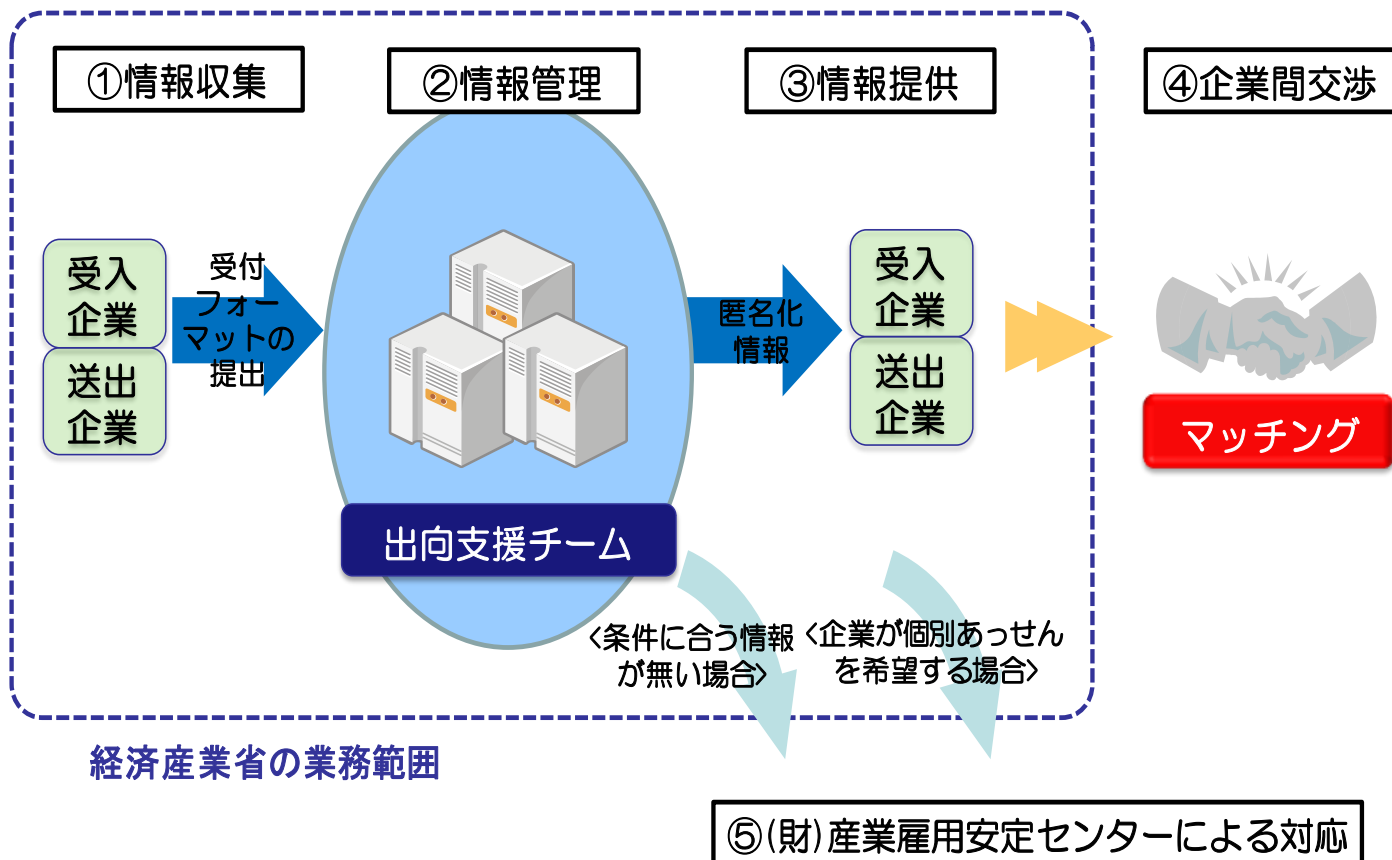
雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金を活用できる場合があります

雇用調整助成金等の受給要件を満たす事業者が、その雇用する労働者を一時的に出向させた場合に、出向元で負担した賃金の2/3（中小企業は4/5）の助成が受けられる。

※従業員の解雇等を行わない事業主に対しては、助成率が3/4（中小企業は9/10）に上乘せ
※最寄りの都道府県労働局やハローワークにご確認ください。
【参考URL】

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a01-1.html>

1. 本事業の流れ



<情報の取り扱いについて>

- 経済産業省は、受入／送出のニーズを収集し、条件のマッチする双方の企業に対して、匿名化情報を提供を致します。
- 情報受付から一定期間経過後、条件にマッチする企業がなかった場合は、(財)産業雇用安定センターへの情報共有をご承諾されたものについて、御登録頂いた情報を同センターへ提供致します。その後、同センターからヒアリングを行い、同センターにおいても企業とのマッチングを図ります。
- また、個別の相談・あっせんをご希望される場合には、無料の職業紹介の許可事業者である、(財)産業雇用安定センターが行うこととなります。
- 本事業で受け付けた情報は、本事業の目的以外には利用致しません。

2. 出向活用事例

1

【送出】 輸送機器メーカー

30~40人前後
(半年間)

【受入】 輸送機器メーカー

- エコカー減税効果で稼働率向上。先行き不安から本格増員ではなく、他企業から出向人員を受入。
- 出側も余剰人員の雇用維持が可能に

2

【送出】 産業機械メーカー等
(社内、サプライヤー含む)

700人前後
(1年間)

【受入】 輸送機器メーカー

- 生産人員の不足を他企業からの出向人員でカバー
- 受入側も他の製造現場を見ることで、従業員の経験が豊富に

3

【送出】 機械メーカー等

70人前後
(3~5ヶ月間)

【受入】 輸送機器メーカー

- 受注好調により、期間従業員の雇用と近隣企業からの出向を受入。
- 即戦力の確保、研修効果など双方の企業にメリット



【注】
情報は報道ベース

3. ご登録方法

出向の受入、送出に対する申込書										
すでに産業雇用安定センターへ登録している					産業雇用安定センターへの情報提供を許可する					
企業概要										
名称										
住所										
電話				担当者名				担当者役職		
ホームページアドレス*										
事業内容										
年商 (事務局長限り)	万円	資本金	万円	従業員数	人					
企業PR										
出向の受入に対する希望										
ポジション	職種				期間	ヶ月				
職務内容					年収	~	万円			
人数	人			絶対必要な 経歴・資格						
年齢*	~			歳						
勤務地	都道府県	市区町村	就業時間*	~						
住居提供の有無*				休日*	週休()日	定休日*				
出向の送出に対する希望										
現在の ポジション	現在の 職種				希望期間	ヶ月				
現在の 職務内容					現在の年収	~	万円			
人数	人			保有する 経歴・資格						
年齢*	~			歳						
現在の勤務地	都道府県	市区町村	希望する勤務地 (該当するものに○を記入) 複数回答可	県内のみ <input type="checkbox"/> 近郊であれば県外でも可 <input type="checkbox"/> 近郊でなくても可						
<small>(注) *が付いているものは、任意入力項目。 ・経済産業省は、受入/送出のニーズを収集し、条件のマッチする双方の企業に対して、匿名化情報を提供を致します。 ・情報受付から一定期間経過後、条件にマッチする企業がなかった場合は、(財)産業雇用安定センターへの情報共有をご承諾されたものについて、御登録頂いた情報を同センターへ提供致します。その後、同センターからヒアリングを行い、同センターにおいても企業とのマッチングを図ります。 ・また、個別の相談・あつせんをご希望される場合には、無料の職業紹介の許可事業者である、(財)産業雇用安定センターが行うこととなります。 ・本事業で受け付けた情報は、本事業の目的以外には利用致しません。</small>										
事務欄	事務局受付日		受付担当者	部局	課室	氏名				
	年	月	日							

出向の受入及び送り出しのニーズがある場合は、以下の方法により経済産業省までご登録ください。



ご登録方法1 経済産業省窓口へ提出

フォーマットへ必要事項を記入し、経済産業省の担当者又は、次ページの窓口にご提出ください。
 ※経済産業省本省でも各地方経済産業局でもどちらでも可。

ご登録方法2 経済産業省ホームページ上で登録

※現在準備中

4. 問い合わせ／受付窓口

お問い合わせ／事業への登録は、
 経済産業省の担当者または以下の窓口まで



担当部局	電話／FAX番号	住所	メールアドレス
経済産業省製造産業局 参事官室	03-3501-1689／ 03-3501-6588	〒100-8901 千代田区霞が関1- 3-1	hon-shukko @meti.go.jp
北海道経済産業局 産業人材政策課	011-700-2327／ 011-709-1786	〒060-0808 札幌市北区北8条西 2-1-1	hok-shukko @meti.go.jp
東北経済産業局 産業人材政策課	022-221-4881／ 022-265-2349	〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1	thk-shukko @meti.go.jp
関東経済産業局 産業人材政策課	048-600-0358／ 048-601-1292	〒330-9715 さいたま市中央区 新都心1-1	kan-shukko @meti.go.jp
中部経済産業局 産業人材政策課	052-951-0412／ 052-950-1764	〒460-8510 名古屋市中区三の 丸2-5-2	chb-shukko @meti.go.jp
近畿経済産業局 産業人材政策課	06-6966-6013／ 06-6966-6077	〒540-8535 大阪市中央区大手 前1-5-44	kin-shukko @meti.go.jp
中国経済産業局 産業人材政策課	082-224-5683／ 082-224-5765	〒730-8531 広島市中区八丁堀 6-30	cgk-shukko @meti.go.jp
四国経済産業局 産業人材政策課	087-811-8517／ 087-811-8555	〒760-8512 高松市ナカヅチ3-33	sik-shukko @meti.go.jp
九州経済産業局 産業人材政策課	092-482-5938／ 092-482-5390	〒812-8546 福岡市博多区博多 駅東2-11-1	kyu-shukko @meti.go.jp
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部地域経済課	098-866-1730／ 098-860-1375	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1	oki-shukko @meti.go.jp